

会 議 録				
平成 20 年度第 4 回 社会教育委員の会議	日 時	平成 20 年 7 月 25 日 (金) 午前 9 時 30 分～11 時 30 分	場 所	小金井市役所第二庁舎 801 会議室
事務局	小金井市教育委員会生涯学習課			
出 席 者	委 員	井土、伊藤、浦野、倉持、小林、武田、田中、彦坂、本川 各委員 (欠席) 田尻委員		
	その他	渡辺生涯学習部長、尾崎生涯学習課長、林スポーツ振興課長、田中図書館長、中嶋公民館長		
	事務局	木村生涯学習係主事、		
傍聴の可否	◎可 ・ 一部不可 ・ 不可		傍聴者数	0 人
傍聴不可・一部不可の場合の理由				
次 第				
1. 報告事項				
(1) 平成 20 年度都市社連協第 1 回理事会及び第 2 回拡大役員会の報告について				
(2) 地域参加講座について				
(3) スポーツ振興課事業について				
(4) 第二次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について				
(5) 第 20 期小金井市公民館企画実行委員について				
(6) その他				
2. 協議事項				
(1) 社会教育関係団体の登録について				
(2) 第 5 ブロック代表者会議について				
(3) 第 5 ブロック研修会について				
(4) その他				
1. 報告事項				
(1) 平成 20 年度都市社連協第 1 回理事会及び第 2 回拡大役員会の報告について (尾崎生涯学習課長)				
<p>東京都市町村社会教育委員連絡協議会の第 2 回拡大役員会が 7 月 18 日 (金) 午後 2 時から、第 1 回理事会が同日午後 3 時から、清瀬市生涯学習センター多目的ホールで開催された。社会教育研究大会についての話があり、日程は平成 20 年 10 月 29 日 (水曜日) から 30 日まで。全国大会及び関東甲信越静大会 (長野大会) の同時開催になる。参加については、各市町村から直接申し込む。次に、協議事項として平成 20 年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会ブロック研修会及び交流会の方式について協議がされ、ブロックごとに内容の概略が報告された。次回の役員会で人選など</p>				

の協議を予定している。次に、全国社会教育委員連合会の社会教育委員表彰候補者の推薦について、役員会で町田市の小川保男委員を東京都市町村として選任することか決まり、理事会でも承認された。平成20年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会と表彰について、教育規定及び施行規則に従い、各市推薦願いたいということだった。理事会では、各市、議長及び事務局がそろい、同様の内容で報告及び協議事項について話があり、約1時間で終了した。

(田中議長)

全国社会教育委員連合会の社会教育委員の表彰候補者の推薦については、小金井では対象者があるのか。

(木村生涯学習主事)

今年の4月1日現在で5年以上の委員歴があることが表彰の基準となっているため、今年はまだ対象者はいない。来年、対象の方が出てくる。

## (2) 地域参加講座について

(尾崎生涯学習課長)

6月から全5回の講座を行った。団塊の世代の方に、地域に出て、持っている経験や知識を活かしてもらうことを目的とした講座。受講者の感想としては、「地域でどういう活動をしているのか知らなかった」「同じような世代の人と話ができて、横のつながりができて非常に楽しかった」といったものが多かった。小金井市へは、今まで寝に帰るぐらいの生活しか送っていなかったが、参加して初めて小金井のいろいろなことや、地域で様々な活躍をされている人がいることがわかり勉強になったようだ。

## (3) スポーツ振興課事業について

(林スポーツ振興課長)

7月4日に終了した平成20年度いきいき健康スポーツ教室の報告について、本事業は、60歳以上の方を対象に5月9日から7月4日までの毎週金曜日、9回の日程で行われた。4月1日号の市報等で募集し、定員30人のところ21人が参加、延べ人数119人という状況であった。去年は、申し込み26人、延べ153人ということで、参加者が減少している傾向があり、来年度からは参加が増えるように内容や募集方法等を検討したい。

(伊藤委員)

参加するためには、いろいろな用具が必要と思うが、市が用意しているのか。

(林スポーツ振興課長)

用具は準備してある。

(伊藤委員)

原則、3回以上の参加ということか。また、全くの初心者もいると思うが、そういう場合は、最初から指導してもらえるのか。

(林スポーツ振興課長)

そうである。人数の伸びない原因がそこにもあるかもしれないので、来年度はその辺も考えていきたい。指導については専門の指導員に指導してもらおう。ここで行っている種目は、その日のうちにできるようなものを選んでいく。どうしても得意不得意はあるかと思うが、全くできないというものはないようにしている。

(伊藤委員)

毎回内容が違うが、講師とアシスタントは何人かつくのか。

(林スポーツ振興課長)

講師は、体育指導員等を中心に、この種目の講習等を受け、指導ができるような人が1人、アシスタントは最低2人補助という形で来ていただいている。

(田中議長)

この中で人気があるもの、ないもの等はあるか。また、こういうものを作ってほしいというアンケート等はあるのか。

(林スポーツ振興課長)

アンケートもとっているが、まだ集計がまとまっていない。ミニテニスはまだあまり人気がなく、体操になると参加人数が多くなる。広報の仕方等も考えていきたい。先ほど話に出たスポーツ吹矢なども、手軽に楽しくできる内容になっている。いきいき健康スポーツということで、参加者が60歳以上ということを考えてみると、今までやったことがあるものよりは、スポーツ吹矢で呼吸を高めるとか、健康体操とかをミックスしていったほうが受ける。必ずしもいろいろな種目をやらなければいけないということではないと考えており、60歳以上の方を対象に、「いきいき健康」という形で参加者を増やしていけたらと考えている。

(浦野委員)

対象者で「3回以上参加できる」ということが書いてあるが、何か理由があって3回以上ということなのか。

(林スポーツ振興課長)

好きなどころ1回だけ参加をするというのを防ぎたいということで、3回以上を条件にしている。人気のある種目だけに参加者が集中することを防ぐため。

(伊藤委員)

最初に、簡単な体力測定をやって、自分自身の体力がどのくらいあるのかを知れたら高齢者にとっていいのではないか。

(林スポーツ振興課長)

年2回、40歳以上の方を対象に体力測定もやっているのでも組み入れることは可能。ただ、これを入れることによって、参加の応募の状況に影響もあるかもしれないので、その辺は検討したい。

(4) 第二次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について

(渡辺生涯学習部長)

我が国の子どもたちの読書離れ、活字離れは他の諸国に比べても高い数値を示している。子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものと、子どもの読書推進活動を推進するために、平成13年12月に、子ども読書活動推進に関する法律が施行された。その法律に基づき、市町村における子ども読書推進活動の推進状況を踏まえた、子ども読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するように市町村が努めなければならないと規定されており、小金井市は、16年3月に小金井市子ども読書活動推進計画を策定した。現計画が今年度で最終年度となるため、次期の計画ということで、第二次小金井市子ども読書活動推進計画を平成20年度中に策定することを目標に、平成20年7月18日に庁内の検討委員会を立ち上げ、取り組みを開始した。次期計画の策定の主な変更点は、課長職者による庁内検討委員会に加え、実務職員による作業部会を新設し、計画策定に当たる。2つ目として、現計画策定では、庁内検討委員会の設置期間を計画策定までとしていたが、次期計画は、計画の実施状況の点検を所掌事項に加え、次期計画が終了するまでの5年間で、各検討委員会の期間に延長した。策定の方針として、1番目として、現計画の検証、課題の把握。2番目として、20年3月に国が策定した子ども読書活動の推進に関する基本的な計画第2次を参考にして小金井市の新たな目標を定める。3つ目として、子ども読書に関係する団体からのヒアリングを予定している。また、パブリックコメントを実施した上で計画を定めていきたい。今後、この報告については、順次、本会議に報告していきたい。

(浦野委員)

乳幼児も対象の中に含まれると思うがどうか。ここにある子どもというのは大体中学生ぐらいまでの範囲か。

(渡辺生涯学習部長)

子どもというふうに規定してあるが、計画自体が乳幼児も含めた子どもというニュアンスで、幅広い年代層にわたって、それぞれの施策の方向を定める。具体的にはブックスタートでのせるような事業になる。子どもという規定があるだけで、何歳から何歳までという厳密な規定はないが、中学生等も含まれる。小金井のアンケート等によると、小学生はかなり読書に取り組む姿勢が高いが、中学生になると急激に落ちるという傾向がある。国が示している第二次施策の中に、小学校、中学校、高等学校という区分けはあるが、主に学校に就学している方は、学校が主な活動機関になるので、小学校の取り組み、中学校の取り組み、高等学校の取り組み、市民団体による読書活動等がどのように入ってくるかという点で計画案をつくっていきたい。

(本川委員)

北海道恵庭市で、ブックスタートといって、乳幼児の健診の日に役所から本を配布しており、そのことによって非常に読書と、子ども自身の資質がここ何年かで上がった

てきたという例がある。小金井市は、そんなようなことは考えていらっしゃるのか。  
(渡辺生涯学習部長)

現計画でのブックスタートとして、実際の場面では、一番初めは親が本を与えるところから始まる。その次に健康センターのようなところに来たときに、ブックスタートのお手伝いをするようになる。その辺は今言った資料の提供も含めて現計画にも入っているが、まだ取り組みが弱いという反省点もあり、強化は次期計画に含めていきたい。現計画でも、少しずつ資料貸し出し等行っているが、もっと積極的に現場の職員が外に出ていくという姿勢が、これからのブックスタートとしては必要。対象は、障害をもっている方も含めてすべての方となるため、視覚障害がある方については、さわってわかるようなもの、点字、テープ等、多種多様な資料をそろえなければいけない。これらの活用についても、次期計画では明確にしていきたい。

(本川委員)

私も子どもたちと長年にわたって接しているが、ここ半年の間に子どもに対する読み聞かせと、歌のトレーニングを何回かやってみた。小さい子どもでも、同じものを何回かやっていくと発達にいい影響を与えるということがわかった。3、4回行ったが、当初、全く興味を示さなかった子が、3回目には、口もよくきけないのだが、歌を歌うときにぱくぱく一緒になって合わせているという傾向が見えた。それから、本を読んで聞かせていると、知っている言葉や、知っている本が出てきたときに、非常にいい顔をする。だからこういう働きかけも大切なことかと思う。生まれたら、すぐ本をとということで私は1万冊読書というのを推進している。今、子どもたちの発達段階に読書というのは大変な影響を与えるものだから、何も難しいものでなくてよい。

(浦野委員)

保護者も子どもの読書、読み聞かせについてすごく熱心だと思うので、図書館の職員が外に出て、児童館や乳幼児を集めたサークル活動等に出向き、本の紹介等の指導や働きかけをするというのは良い。

(5) 第20期小金井市公民館企画実行委員会について

(中嶋公民館長)

7月8日の教育委員会定例会に、小金井市公民館企画実行委員の選任に関し同意を求めることについての議案を提出し、原案が可決された。その後、7月14日に本館企画実行委員の一人から、一身上の都合による辞退届が提出され、本館企画実行委員は4人となった。小金井市公民館企画実行委員選出要綱第2条に、委員数は各館6人以内と規定されているので、現時点では本館4人、各分館は各6人の28人である。過日7月22日、午前10時から本館にて委嘱状を交付した。委員28名の性別は、男性13人で46%、女性15人で54%。平均年齢は65歳、男性平均63歳、女性平均62歳、最高年齢は男性79歳、最少年齢は女性の40歳、新任、再任別では新任6人で21%、再任22人で79%、公募による立候補は26人で93%、団体

推薦は2人で7%となった。委員名の公表は8月15日号の市報に掲載する。本館2名の追加募集は、9月1日号の市報で行い、9月12日に説明会、9月22日午後5時に本館で団体推薦・候補者届の締め切り、9月24日午後の2時から本館で候補者調整会を行う。10月14日に第10回教育委員会に同意の議案書を提出する予定。

## (6) その他

(尾崎生涯学習課長)

「ボランティアの資質向上に関する三市・学芸大連携事業」春期の部が終了した。6月28日から7月12日までの全22回の講座が終わり、参加者は、小金井市から39名。小平市と国分寺市、その他の市区町村も入れて計193名の申し込みがあった。内容は資料のとおり。秋期講座は9月頃に開催予定。

(伊藤委員)

7月11日の内容では、本町小学校の見学があるが、実際にはどうだったのか。

(尾崎生涯学習課長)

参加者は27名。校長から、放課後子ども教室の学校の立場としての報告や、コーディネーターから現状の説明があり、その後見学した。

(伊藤委員)

これは、原則全過程を終了することということか。

(尾崎生涯学習課長)

そうではなく、1回でも構わないし、何講座か続けて受講しても構わない。

(伊藤委員)

受講料はいくらか。

(尾崎生涯学習課長)

受講料は無料である。

## 2 協議事項

### (1) 社会教育関係団体の登録について

(尾崎生涯学習課長)

今回、7月16日に受け付けた社会教育関係団体の登録について、判断が難しいものが出たので、社会教育関係団体登録要綱の第4条2項（「判定の困難なものについては、社会教育委員の会議の意見を聞いて教育委員会が決定する」）に基づき、ご意見をお聞きしたい。業務提携ネットワーク（GTN）という団体名で、各専門分野の会員を組織して、相談者に質の高いサービス及び情報を提供することにより社会に貢献することを目的とするということだが、活動内容は2枚目にある。定例会として毎月1回程度、市民向けに無料相談会を実施するというのが活動の柱として挙げられ、また、年に1回か2回程度、無料の講演会を行う。この団体の組織だが、弁護士、税理士、社会保険労務士、行政書士、司法書士、薬剤師、その他の専門家の集まり。そういう

人たちが、相談を受ける場合に、社会保険労務士の担当の部分に、税理士や弁護士が入る中で、もう少し踏み込んだ幅広い相談を受ける場合、横につながっていると一気に相談事が済み、より具体的なアドバイスができることもあるので、こういう会をつくって、社会貢献したいというもの。この中でうたっている、質の高いサービスという部分等、営業的な部分に絡むのかなという面が若干あるが、基本的には一回目は無料相談を受け、2回目以降は、相談に時間をかなり費やすような部分であればお金をもらうこともあるとのこと。社会教育関係団体登録要綱の第2条に該当するかどうかのご判断をいただきたい。第2条の団体登録に必要な基準は、(1) 公の支配に属さない団体。(2) 「継続的, 計画的に社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし」ということで、社会教育に関する事業なのかというところもご判断いただきたい。(2) のイ、「営利を目的とした事業又はそれに類する行為」、この辺のところはどうか判断が難しい部分もあったので、皆さんの意見をお聞きしたい。

(武田委員)

この入会保証金というのは、2万円を上限として、入会時に徴収するのか。これは利益に該当するのか。

(尾崎生涯学習課長)

退会する際、その入会金保証金は返金するそうである。それをもって、営利とはならないと思う。

(伊藤委員)

相談内容によっては有料になってくる。あるいは2回目からは有料という微妙な感じがする。

(尾崎生涯学習課長)

必ずしも2回目以降が有料になるわけではないということだったが、余りにも長い相談を受けた場合は、専門的な知識を持っている方については、多少お礼的な部分で謝礼をもらうという意味での相談料である。そのため、通常よりもっと安い金額で対応できるとのこと。

(伊藤委員)

趣旨は非常にいい。ただ、裏のほうに見えるものが何となく社会教育とは違うのではないか。この第11条の文がわからない。基本的に営利を絡めて会社を立ち上げているのではないか。これに似通った施設が小金井市の中に相談窓口としてあるのではないか。

(尾崎生涯学習課長)

広報秘書課広聴係でいろいろな相談業務を行っているが、この組織はそれを総括してやるような組織。例えば、税の問題で弁護士はいろいろな幅広い知識があるだろうが、そこに税理士が入ることで、もっと別の形のアドバイス、トータル的なアドバイスをできるという組織。

(井土委員)

社会教育関係団体というのが102ある。そのほとんどが収入とか支出は、非常に少ない金額でやっている。この方たちの場合、例会収入だけで6,000円×13人×10回やって、104万円。1つの講習会をやるだけでもお金がたくさんかかっているようである。私も社会教育関係の団体に属しているが、こういう大きな金額にはならない。これは額が大き過ぎて、私たちの考えている社会教育系の団体とはかけ離れているような気がする。

(尾崎生涯学習課長)

額に対する判断が難しい。前回の収入の使いどころは会議費の月1万円がかなりのウエイトを占めている。私のほうで確認をしたところ、飲み会費、懇親会費等、会員が集まり、互いに親睦を深める意味で飲食をしながら歓談するというものらしい。

(井土委員)

通常、懇親会をするのであれば、参加メンバーがそのときに支払いをするという形ではないか。懇親会目的のために毎月例会を開いて、その分が会議費でまかなわれている。市民サービスをする目的よりは、会員の親睦を図るほうに重点が置かれておられるのではないか。そうなると社会教育の振興を推進する団体というところに当てはまるのか疑問。

(田中議長)

この団体は4月1日に発足し、7月末に申請があった。したがって、今のところ、もうひとつ実態がわからない。例えば、GTNが、あと1年とか2年とかして、無料の相談等に何人来て、今までこういう相談があったとか、そういう実績を踏まえて、報告していただくとわかりやすい。現段階では、社会教育団体に何のために入ろうとしているのかが見えにくい。社会のために尽くすのだということはどうなっているが、社会に貢献することという点では、会社を経営して、社会に貢献するという方法もあるわけだから、あえて社会教育関係団体である必要があるのか。一応、形としては団体登録要綱に当てはまるような部分もあるけれども、やはり営利を目的としているのではないかという不安があり、そのあたりを明確にしてほしい。また、収支予算についても、不明確。会議費で90万円を使うというのは、普通ではない。社会教育団体の収支ということ言えば、主に事業を運営・実施するためのものであると思う。

(井土委員)

仮に社会教育関係団体に登録して、宣伝し、自分たちの営業のためにそれを使おうという目的があるとすれば、登録はできない。でも、困っている人たちに的確な知識と知恵を指南することを旨とすると言われると、それもそうかなと思うが、先ほどおっしゃられたように、市にもちゃんと何曜日の日には交通事故の方、離婚をする人、財産分与をするという相談があるという日がある。市のほうで無料でやっていただける制度がある。私は、これは社会教育団体には適していないのではないかと思う。

(伊藤委員)

団体登録をする前提条件として、年間の事業計画を変更する必要はないのか。



(尾崎生涯学習課長)

事業計画書の3枚目の「事業計画」という覧で、「毎月定例会の開催」とか「各会員の情報交換」という項目であるが、これが事業計画ということである。

(伊藤委員)

これは計画というより項目の羅列にすぎない。計画というのは、少なくとも、いつ、どういうことをやるということが最低限網羅されていなければ、計画にはならない。これはやりたい項目にすぎない。

(尾崎生涯学習課長)

もし必要であれば、もう少し細かく出してもらおう。

(武田委員)

「団体の区分」の「活動分野」のところに、福祉とか学習のところに丸がついているが、これを見ると、結局、商売をやる人をサポートする傾向が強いのではないか。団体の趣旨は悪くないが、団体登録をしなくても、自分たちでやっていけるのでは。

(浦野委員)

やはり実績、例えば、4月から今まで定例会をやっているはずなので、定例会の報告書みたいなものを出していただくことも必要かと思う。講演会の開催として、第1回は秋ごろを予定しているので、もう準備されてと思うので、そういったものもきちんと出していただいた上で、判断したほうがよいのかなど。具体的な活動の内容が明記されていない。

(田中議長)

先ほどから出ているように、活動の中身がいまいちわからない。建前はあると思うが、それに対する事業計画の中身がマッチしていない。したがって、例えば、1年間なら1年間、自主活動をしていただき、その後の実態を報告してもらった上で判断したい。

(2) 第5ブロック代表者会議について

(田中議長)

7月28日(月)15時から第5ブロック代表者会議が行われる。時間がある方は、ぜひ足を運んでほしい。場所は市役所第二庁舎8階801会議室。

(3) 第5ブロック研修会について

(田中議長)

10月25日の午後1時30分から東京農工大学、小金井キャンパスで開催予定。研修テーマは、「ネットワーク構築のためのミニ地域教育会議(仮)」。シンポジウムと農工大の科学博物館の見学を行う。サブテーマについては「ネットワーク構築のためのミニ地域教育会議」という仮題を提案したい。シンポジストとして各方面に依頼をしていたが、図書館協議会のほうから君川恵子さん、公民館運営審議会からは末包房子さんを推薦いただいている。スポーツ関係は、少年野球の関係者等をお願いするこ

とになるか。それから、NPOとかその他の団体ということで、本川さんのところに話をさせていただければ。シンポジストは全部で六、七人ぐらいがいいかと思う。社会教育ブロック研修会でこういうことをやるので、ぜひお話をさせていただきたいということと、こういうことについて考えてほしいということ、9月ぐらいに1度、お会いして話し合ったほうがいいかもしれない。また、実際に皆さんにも色々な役割をしていただかなければいけない。これは次回決めなければいけない。

シンポジウムの全体の司会を、倉持委員にお願いしたいと思うがどうか。

[シンポジウムの司会は倉持委員に決定した。]

以 上